

令和 5 年度森林植物園紅葉のライトアップ照明設置・保守ほか業務委託
実施要領（公募型プロポーザル）

1 案件名称

令和 5 年度紅葉のライトアップ照明設置・保守ほか業務委託

2 業務内容に関する事項

（1）事業目的と概要

①目的 森林植物園内において、最大繁忙期である紅葉シーズンに夜間開園し、紅葉樹を中心に針葉樹等巨木や造作物等に照明を施すことにより、紅葉ほか樹木の美しさを一層引き出し、当園の魅力を発信・普及するとともに利活用促進（集客動員及び収益の増強）に資する照明計画の提案を公募し、照明設置・撤収までの委託業者を選定します。

②概要 ライトアップ点灯期間

・令和 5 年 11 月 3 日（金・祝）～12 月 3 日（日）

・土日祝日：午後 4 時 30 分～午後 7 時 30 分

（2）業務内容

・照明設置・撤収業務

（3）契約上限額

金 2,500,000 円（消費税含む）

（4）契約期間

契約締結日～令和 5 年 12 月 11 日（月）

（5）履行場所

森林植物園

（6）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、協会は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

（1）契約の方法

委託契約を締結する。契約内容は協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

また、仕様書の内容は提案された内容を基本とするが、必要に応じて内容を変更することがある。それにより、契約金額が本プロポーザル時に提出した見積額と異なる場合がある。受託候補者と当協会との間で行う仕様書の確定について、

協議が整わなかった場合には、審査結果において順位が次点の者と協議を行うこととする。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、協会の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っているものでないこと。

(3) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団による不正な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者。

エ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を使用している者。

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者。

キ ウからカに掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。

(5) 国税（法人税及び消費税）及び地方税を滞納していないこと。

(6) 法人格を有すること。

(7) 過去 5 年以内に公共施設等ライトアップ事業の実績があること。

(8) 認定電気工事従事者、特殊電気工事資格者、1 級電気工事管理技士、第三種電気主任技術者等資格取得者を 1 名以上雇用していること（電気工事技術者個人資格）。

5 スケジュール

- (1) 公募開始 令和 5 年 7 月 4 日 (火)
- (2) 参加申請関係書類 (エントリーシート及び質問票) の提出期限
令和 5 年 7 月 11 日 (火) 午後 5 時まで
企画提案書の提出にはエントリーシートの提出が必要です。
- (3) 参加資格決定通知及び質問に関する回答
令和 5 年 7 月 14 日 (金)
- (4) 企画提案書の提出期限 令和 5 年 8 月 17 日 (木) 午後 5 時まで
- (5) 選考会 令和 5 年 8 月 29 日 (火)
- (6) 選定結果通知 令和 5 年 8 月 31 日 (木)
- (7) 契約締結・事業開始 令和 5 年 9 月中旬 (予定)
- (8) 事業完了 令和 5 年 12 月 11 日 (月)

6 応募手続き等に関する事項

- (1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知、質問に関する回答
 - ア 受付期間 令和 5 年 7 月 4 日 (火) から令和 5 年 7 月 11 日 (火) 午後 5 時まで
持参による場合は、休園日 (水曜日) を除く午前 9 時～午後 5 時
 - イ 提出書類 様式 1 のとおり (別添。当園ホームページよりダウンロード)
・エントリーシート及び質問票
 - ウ 提出部数 1 部
 - エ 提出方法 shinrin_info@kobe-park.or.jp まで E メール又は FAX により提出すること。
持参による場合は、神戸市立森林植物園 管理事務所 受付窓口まで。
 - オ 参加資格決定通知及び質問への回答
 - ①参加資格決定通知 令和 5 年 7 月 14 日 (金) に担当より通知する。
 - ②質問への回答 令和 5 年 7 月 14 日 (金) に当園ホームページに掲載。
- (2) 企画提案書の提出
 - ア 企画提案書は、A4 版とし、書式様式は問わない (自由様式)。
 - イ 企画提案書の枚数は、10 ページ以内とする (類似業務実績含む)。
 - ウ 企画提案書の必須記載項目は、次のとおりとする。
 - ①本業務の目的及び内容
 - ②提案のセールスポイント
 - ③本業務の工程計画及び実施方法、手法等
 - ④設定課題に対する解決案又は解決手法等
 - ⑤本業務に係る実施体制・支援体制

⑥類似業務実績

⑦提案見積と積算根拠

エ 受付期間 令和5年7月15日（土）から令和5年8月17日（木）午後5時まで

持参による場合は、休園日（水曜日）を除く午前9時～午後5時

オ 提出部数 6部

うち1部のみ提案見積額及び積算根拠単価、社名を記載すること。

カ 提出方法 shinrin_info@kobe-park.or.jp までEメールにより提出すること。

持参による場合は、神戸市立森林植物園 管理事務所 受付窓口まで。

7 選定に関する事項

（1）選定基準

審査は、次に示す観点（前項6（2）ウの企画提案書の必須記載項目）から、総合的に公平かつ客観的な審査（加点）を行うものとする。

ア 業務目的及び業務内容の理解度【5点】

イ 業務遂行にあたっての総合的な視点、姿勢【10点】

ウ 工程の計画性、実施手順の妥当性【10点】

エ 設定課題に対する解決手法の的確性、実現性、独創性【10点】

オ 類似業務実績の豊富さ【5点】

カ 神戸市内に本店支店を有する地元企業に対する加点【5点】

キ 費用積算根拠の妥当性【5点】

（2）選定方法

ア 本企画提案の審査については、令和5年度森林植物園紅葉のライトアップ照明設置・保守他業務委託事業選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ プレゼンテーション

①開催日時 令和5年8月29日（火）午後（予定）

②場 所 神戸市立森林植物園森林展示館2階研修室

③内容・方法 対面

④発表時間 1社5分以内（企画提案書に基づく映像推奨） ※別途質疑応答
1社15分以内

エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、審査項目（7（1）選定基準エ）の得点が高い方とする。

（3）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

- イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、協会及び当園ホームページに掲載する。ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、当協会「情報公開要綱」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ 全ての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用途以外に応募者に無断で使用しない（当協会「情報公開要綱」に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請及び企画提案後に辞退する場合は、辞退届を提出すること（任意様式）。
- キ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒651-1102 神戸市北区山田町上谷上字長尾 1-2

公益財団法人神戸市公園緑化協会

神戸市立森林植物園

電話番号：078-591-0253／FAX 番号：078-594-2324

E メール：shinrin_info@kobe-park.or.jp